

平成27年第4回安堵町議会定例会議録

(第2日)

日時 平成27年12月15日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 増 井 敬 史	2 番 浅 野 勉
3 番 大 星 成 司	4 番 森 田 瞳
5 番 島 田 正 芳	6 番 中 本 幸 一
7 番 植 田 英 和	8 番 岡 田 裕 明
9 番 田 中 幹 男	10 番 福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西 本 安 博	副 町 長 北 田 秀 章
教 育 長 楮 山 素 伸	
統 括 理 事 寺 前 高 見	総務部門理事 兼 総 務 課 長 近 藤 善 敬
民生部門理事 兼健康福祉課長 磯 部 あ さ み	事業部門理事 兼産業建設課長 堀 口 善 友
総合政策課長 富 井 文 枝	税 務 課 長 中 野 彰 宏
住 民 課 長 堀 川 雅 央	人権同和対策課長 大 星 義 博
上下水道課長 石 橋 史 生	会 計 管 理 者 職 務 代 理 者 喜 多 君 美 代

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博	主 幹 辻 井 弘 至
--------------	-------------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 選挙 安堵町選挙管理委員及び補充員の選挙について

第2 委員長報告

議案第2号 安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
制定について

治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める陳情書について

議案第7号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設置について

第3 発議第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書に
ついて

第4 一般質問

10番 福井 保夫 議員

①. 中学校スポーツクラブの生徒への食育指導について

1番 増井 敬史 議員

①. 震災に備えたまちづくりについて

②. 防災訓練と避難誘導訓練について

③. 笠目地区の公共下水道整備促進について

④. 地方創生の取り組みの一環としての「道の駅」の設置について

9番 田中 幹男 議員

①. 障害者年金支給停止増大について

②. 「がんばる地域交付金」について

③. マイナンバー制度について

2番 浅野 勉 議員

①. 町制30周年基本構想について

5番 島田 正芳 議員

①. 少子化対策について

6番 中本 幸一 議員

①. 遊水地の設置について

②. 安堵町の観光開発、観光振興について、今後の方向性を質問

第5 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

第6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

第8 諸般の報告

開 会（午前１０時００分）

議長（森田 瞳） 定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事は手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第１ 選挙

安堵町選挙管理委員及び補充員の選挙について

この選挙は地方自治法第１８２条の規定に基づき議会において選挙することとされ、平成２７年１２月２１日をもって任期満了となる旨、選挙管理委員会から通知を受けております。

議長（森田 瞳） これより選挙管理委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推薦にしたいと思ひます、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい、全員異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦で行うことと決定いたしました。

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思ひます、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） それでは選挙管理委員に次の方を指名いたします。

■■■■■■■■■■ 山本 弘 氏

■■■■■■■■■■ 山本博嗣 氏

■■■■■■■■ 谷野益弘 氏

■■■■■■■■ 富井忠雄 氏以上４名を指名いたします。

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

ただ今指名しました方々を安堵町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって山本 弘 氏、山本博嗣 氏、谷野益弘 氏、富井忠雄 氏以上4名が安堵町選挙管理委員に当選されました。

議長（森田 瞳） 次に安堵町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 全員異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） それでは選挙管理委員補充員を指名いたします。

第1順位 ■■■■■■ 莊司光弘 氏

第2順位 ■■■■■■ 平井正弘 氏

第3順位 ■■■■■■ 西川正己 氏

第4順位 ■■■■■■ 増井勝美 氏

以上4名の方を指名いたします。

議長（森田 瞳） ただ今指名いたしました方々を安堵町選挙管理委員補充員の当選人

と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

したがいまして、

第1順位 莊司光弘 氏

第2順位 平井正弘 氏

第3順位 西川正己 氏

第4順位 増井勝美 氏

以上4名がただ今申し上げました順位のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

本日当選人については、議場におられませんので安堵町議会会議規則第30条第2項の規定に基づき、当選の告知は文書により行い当選人から当選承諾書の提出を求めることにいたします。

議長(森田 瞳) 日程第2委員長報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第2号安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について及び治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める陳情書について、を一括して報告を求めます。

7番(植田英和) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、植田委員長。

(7番植田英和議員 登壇)

7番(植田英和) おはようございます、7番植田英和でございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

ただ今から総務産業常任委員会における審査経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る4日の本会議で付託のありました議案審査にあたるため、12月7日当委員会を開催いたしました。

まず担当課長から付託議案について説明を受けたあと、質疑に入り活発な意見

を交わしました、委員から行政側として個人情報の取り扱いについて厳密に管理していただき、慎重に慎重を期し重々責任を持って保管していただき、また、町外部外への個人情報が出て行くことがないように計らいをお願いしたことを付記されることで、案件について協力していきたいと申し添えがあります。

審査を尽くしました結果、議案第2号安堵町個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、採決の結果賛成者全員で原案とおり可決すべきものと決しました。

また、治安維持法国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書につきましては、治安維持法により弾圧を受けた人々に対し政府が謝罪と賠償を行うよう治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書を提出していただきたいとするもので、慎重に審査した結果全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（森田 瞳） 議案第2号安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については質疑及び討論を行い採決を行います。

また、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書については、発議として上程されておりますので、報告のみとさせていただきます。

御了承ください。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は委員長の報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立多数です、お座りください。

よって議案第2号は委員長の報告のとおり、原案とおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に文教厚生常任委員会に付託し審査された議案第7号山辺・県北西部広域環境衛生組合の設置について委員長の報告を求めます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野委員長。

(2番浅野 勉議員 登壇)

2番（浅野 勉） 文教厚生委員会委員長浅野でございます。

文教厚生委員会委員長報告

去る4日の本会議に付託されました、山辺・県北西部広域環境衛生組合設置についての案件を審査するため8日に当委員会を開催いたしました。

まず担当課長等から付託案件についての説明を受けた後、質疑に入り各委員より、合理化推進特別措置法の関係をも含めて活発に質疑がありました。

慎重に審議をし、採決した結果、当常任委員会では全会一致で原案とおり可決すべきものと決しました。

以上報告終わります。

議長（森田 瞳） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第7号山辺・県北西部広域環境衛生組合の設置について採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定する事に賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって議案第7号は委員長の報告のとおり原案とおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第3 発議第1号治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を
求める意見書について、を議題とします。

本案につき趣旨説明を求めます。

9番(田中幹男) はい、議長。

議長(森田 瞳) 9番田中議員。

(9番田中幹男議員 登壇)

9番(田中幹男) 皆さんおはようございます、9番田中幹男でございます。

では説明申し上げます。

発議第1号

平成27年12月15日

安堵町議会議長 森田 瞳 様

治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書、このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 田中幹男

賛成者 森田 瞳

増井敬史

大星成司

植田英和

岡田裕明 以上です。

では、文書を読み上げます。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書

治安維持法は、国民主権を唱え、戦争に対し、平和を求めてたたかった政党、団体や個人を根絶するねらいで１９２５年（大正１４年）に制定された稀代の悪法でした。

治安維持法が制定された１９２５年から廃止された１９４５年までの２０年間に政党、労働組合、農民組合、宗教団体等をはじめ、平和主義者、知識人、文化人など数十万の人々が逮捕され、送検された人は７万５，６８１人（起訴５，１６２人）、警察署で虐殺された人９５人、刑務所・拘置所で虐待・暴行・発病などによる獄死者は４００人余にのぼっています。奈良県でも水平社運動の活動家をはじめ数百名の人々が逮捕・拷問・投獄されました。治安維持法により国民の声は封じられ、戦争が拡大され、その結果、日本は十五年戦争で３１０万人の日本人と２，０００万人のアジア諸国民を殺害し、はかり知れない惨禍をもたらしました。

日本が敗戦にあたりポツダム宣言を受け受諾したことにより、治安維持法は反人道的、反民主的で軍国主義を推進した最大の悪法として廃止され、この法律によって有罪判決を受けた人々は「将来ニ向テソノ刑ノ言渡ヲ受ケザリシモノト見做ス」とされました。にもかかわらず、戦後日本の歴代政府は、治安維持法が人道に反する悪法であったことも、いまだに認めようとはしていません。

諸外国では、ドイツは「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法にもとづいて、今も戦犯を追及し、犠牲者に謝罪し賠償を行っています。韓国では、治安維持法による逮捕投獄者には、民族独立に貢献した愛国者として大統領が表彰し、懲役１年以上の刑を受けた犠牲者には年金を支給しています。イタリアでは実刑を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しています。また、アメリカ、カナダでも強制収容した日系市民に謝罪し、補償しています。

よって、政府は、再び戦争を許さぬ証として、日本国憲法第１７条「何人も公務員の不法行為により、損害を受けたときは法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」の規定に則り「治安維持法犠牲者国家賠償（仮称）を制定し、一日も早く治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２７年１２月１５日

奈良県安堵町議会

提出先は、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、財務大臣となっております。
どうか議員の皆さんのご賛同よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより発議第 1 号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。
よって発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 4 一般質問を行います。
一般質問をされる方を申し上げます。
10 番 福井保夫議員
1 番 増井敬史議員
9 番 田中幹男議員
2 番 浅野 勉議員
5 番 島田正芳議員
6 番 中本幸一議員です。
順序につきましては受け付け順に行います。
質問時間は答弁を含めて 40 分といたします、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 10 番福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

（10番福井保夫議員 登壇）

10番（福井保夫） おはようございます、10番福井保夫です。

あの質問事項としまして、中学校スポーツクラブの生徒への食育指導について
高校でもクラブを続ける生徒への食育指導をしているか伺います。
以上です。

議長（森田 瞳） 中学校スポーツクラブの生徒への食育指導について答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます。

教育長の楮山でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、福井議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

中学校スポーツクラブの生徒への食育指導についてでございますが、安堵中学校では食育指導を教育課程に位置づけ、本年度4月より実施いたしております、学校給食の時間をはじめ、家庭科や保健体育の教科学習、そして総合的な学習の時間において、食育指導を行っております。

特に、体づくりに関しましては、本格的な成長期を迎える1年生に対して、毎年福祉保健センターの協力を得て、体脂肪、足底圧、握力、噛み合わせの力などを測定し、自分の体を良く知る活動からはじめ、骨の発育、望ましい体温維持のために必要なバランスの良い食事の重要性について学習を行っています。

ただ、福井議員のご質問にあるように、運動クラブの生徒に特化した食育指導には至っておりません。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あの、質問しました理由をもう少しちょっと述べさせていただきます。

ま、あの、昨年日本高野連の研修を受け、ま現在私あの、母校であります津山商業高等学校硬式野球部の非常勤コーチをしております。

研修の中で、元ダイエーホークス選手で現在山口県の早鞆高校で野球部監督の大越君が、まず選手を身長－100の体重にしてください。

ま、その時はこのことがそれほど重要とは思いませんでした。

それでまあ、あの、挨拶等を兼ねこの7月、8月の夏休み中に、まあの岡山県の北部美作地区の25の中学校を訪問しました。

野球部顧問また熱心な学校では、校長先生も一緒に話をしました。

生徒の体力は勿論、いじめ問題、合併からちょうど10年、ま、して良かったのか悪かったのかいろいろと話をさせていただきました。

まあの、選手の体力について話をすると、その今の身長－100の体重、この基準を満たしていない生徒がほとんどでした。

あの、山手の辺りな中学校ですが、理解のある校長先生で、スポーツ選手は給食だけでは足らないので、練習後注文によりパンとかおにぎりを買えるようにしておる学校もあります。

まあの、現在私の母校の生徒も、基準を満たしていない生徒がほとんどです。

まあの、高校の夏にオープンスクールで野球部の見学に来た中学生20人も、この身長－100の体重の生徒はいませんでした。

高校でも千葉県の西部大千葉高校では、一日に12杯のどんぶり飯を食す合宿をしています。

また、昼食は1, 80のタッパ飯をそれに捕食におにぎり、練習の途中におにぎり等を食べさせている高校もあります。

まあ、我が母校でも夏から監督も変わり、いろいろとスタッフで相談をし、しっかり今食べさせているような状況であります。

まあの、日本高野連も高校の指導に伴い、中学校の指導もお願いしたいということで、中学校また、硬式の中学校のチームにも指導に行き、練習の終わりに合言葉のように、御飯を食べしっかり体重をつけろと、言うようなことを言ってます。

また、あの資料を先生、父兄に渡し、特に朝食は御飯を食べさせてくださいと指導傍ら挨拶代わりのようにしています。

まあの、体重が10キロ増え、基準を満たしたが、ま、高校でも投手でスピードが10キロ速くなったというような例が沢山あります。

ま、5年後には東京でオリンピック、パラリンピックがあります。

ま、国がもっとこういうことに力を入れるべきだと私は思っています。

まあの、米の消費にも繋がるでしょうし、ま、今後いろんな意味であの生徒に指導等をお願いしたいと思います。

ま、今後教育委員会としては、スポーツ振興に向けた食育について、ま、どういうふうに考えていますか、ちょっと教育長のほうからお願いしたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 2問目は自席よりお答えをさせていただきます。

食に関する問題は言うまでもなく、家庭が中心となって担うものと考えます。

しかし、食生活のあり方も大きく変化しつつあり、保護者が子どもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になっていることも事実です。

こうした状況も踏まえ、この度の福井議員の貴重なご提案も参考にしながら、家庭への積極的情報発信による啓発も含め、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの食環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まあの、今後、ま、スポーツ生徒は勿論のこと、ま、一般生徒の、生徒にもしっかりと朝から御飯を食べさせるよう、また、父兄の人にも指導していただき、丈夫な体をつくることをしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） つづきまして、1番増井議員の一般質問を許します。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

（1 番増井敬史議員 登壇）

1 番（増井敬史） 1 番増井敬史でございます。

1 つ目につきましては、震災に備えた町づくりについてでございます。

今後何十年の間に、南海トラフ地震等の大規模地震が発生すると言われていますが。安堵町における地震に強い安全な町づくりと、震災計画について伺いいたします。

①安堵町の防災計画の概要について

②公共施設の耐震改修計画についてどのような状況でしょうか伺いいたします。

③耐震改修の必要な建築物や、昭和 56 年以前に建築された既存不適格建築物が町内にどれくらいの件数があるのか伺いいたします。

また、どのように対策をされるのか、今後の取り組みについて伺いいたします。

2 番目、防災訓練と避難誘導訓練について

安堵町防災マップや、ハザードマップは全世帯に配布されていますが、防災訓練や避難誘導訓練はどのように実施されているのか伺いいたします。

2 番目、小学校と中学において、防災マップハザードマップを使用して、防災に関する授業が必要と考えますが、どのように考えておられるのか伺いいたします。

3 番目、笠目地区の公共下水道整備促進について

公共下水道工事は、第 4 次安堵町総合計画では、平成 29 年度までの完成を目標とするとなっています。

笠目の新家地区では今年も下水道工事が施工されていますが、笠目地区の下水道整備率は平成 27 年 7 月末時点では、安堵町全体で 90.4% に対し 43.9% となっており、他地区がほぼ整備が完了しているのに比べ著しく低くなっています。

笠目新家地区の下水道整備は平成何年に完了するのでしょうか、伺いいたします。

4 番目、地方創生の取り組みの一環としての道の駅の設置についてです。

全国の道の駅では、地域の特産物の販売や、レストランなどの特色あるものが沢山できており、多数の集客があるものがあります。

当町においても、地域の農産物の直接販売が出来、周辺の市町からの集客が見込まれ、人口減少対策であります、交流人口の増加等について、大きな効果が

期待できる道の駅を設置する事は、地方創生の取り組みとしても有効であると思います。

この件に関しまして、どのように考えておられるのか伺いたします。

以上です。

議長（森田 瞳） 震災に備えた町づくりについて答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます、総務の近藤でございます。

増井議員のご質問の安堵町の防災計画見直しの概要についてお答えいたします。

今回行います安堵町地域防災計画の見直し方針は、災害対策基本法の基本理念である災害被害を最小化する減災の考え方を防災の基本とし、住民の防災力の向上、風水害等の災害発生時の災害対策体制の強化、情報伝達手段の強化等についてであります。

体制する重点項目といたしましては、大きく7つの項目がございます。

- 1つ目として、住民避難対策の強化。
- 2つ目として、迅速な応急復旧体制の強化。
- 3つ目として、防災関係主体の役割分担と責任の明確化。
- 4つ目、実質防災力の強化。
- 5つ目、情報伝達手段の確保。
- 6つ目、南海トラフ地震等への対応。
- 7つ目、原子力災害対策であります。

概要について説明させていただきます。

1つ目の、住民避難対策の強化につきましては、避難所の見直し、屋内での避難等の安全措置等を追加、避難行動擁支援者名簿の作成及び活用についてルール作り等を追加、避難路の整備安否情報の提供及び帰宅困難者対策に関する事項の記載を予定しております。

2つ目の迅速な応急復旧体制の確立につきましては、災害時における車両等の移動について、道路管理者の措置についてを記載、複合災害防止体制の整備について新たに記載、廃棄物処理体制の整備及び住宅応急対策に関する事項を記

載を予定しております。

3つ目として、防災関係主体の役割分担と責任の明確につきましては防災教育の充実、防災教訓の伝承、ボランティア受け入れ態勢の確立に関してを記載、避難所での運営体制・配慮事項の明確化についての記載を予定しております。

4つ目の自主防災力の強化につきましては、地区防災計画は策定することが出来、地域防災計画に位置づけることが出来ることを追記しております。

5つ目、情報伝達手段の確保につきましては、多様な通信手段の確保として、安堵町で運用しております、避難勧告指示におけるエリアメールええまち安堵安心メール、町内全域放送装置等の通信手段の活用についてを記載。

6つ目の南海トラフ地震等への対応につきましては、南海トラフ巨大地震防災推進計画として、国の計画に基づき構成内容についてを記載。

7つ目の原子力災害対策につきましては、原子力災害対策に関する項目を事故対策編に追加をしております。

また、その他といたしまして、今回の計画の改正に併せ、避難勧告等の判断伝達マニュアル、災害発生時の職員の初動マニュアル、避難所の設定運営に係るマニュアルの作成を行うところでございます。

また、別途作成済みの安堵町新型インフルエンザ等対策行動計画を新型インフルエンザ等対策編として今計画への追加を予定しているところでございます。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 今の答弁につきましては、耐震改修の必要な建築物について答弁がまだされていないようですが、その点につきましてはいかがでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 自席のほうで述べさせていただきます。

阪神淡路大震災や、新潟県中越地震において、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない古い建築物の被害が顕著に見られていることを踏まえ、昭和56年以前の建築物について、耐震化の促進が図られているところであります。

安堵町が所有し、または、管理している施設の中で、昭和56年以前に建築された建築物につきましては、全て耐震化は終了しております。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） それではお伺いいたしますが、保育園の東隣にあります、旧隣保館につきましては、耐震改修の補強をせずに倉庫として利用されているとお伺いしておりますが、その点につきましてはどのように今後されるのでしょうか。お伺いいたします。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 隣保館の跡は倉庫として使用しております。

それにつきましては、倉庫ということで以前に設計事務所のほうで耐震について確認していただいております。

ただ、日常隣保館を使うことがないということで、倉庫としては使用は可能という確認をいただいております。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 今そのようにお答えいただいておりますけれども、耐震補強をしないでですね、震災来た場合には倒壊する恐れがあると考えますし、また、改修してですね、事務所等の有効利用も図れるのではないかと、費用対効果の問題もあるかと思いますが、私は改修してですね、いろんな諸団体の事務所に使用するというほうが有効ではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、総務課長。

総務課長（近藤善敬） 隣保館につきましては、建築年代が相当古くて、今現在電気は通っていますが、トイレ等の使用も禁止しております。

あくまで今現在は倉庫として使用するというような目的で使用しておりますので、現在のところ事務所として改修しなおすというふうなことについては、今現状としては考えておりません。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 何度も申し上げて申し訳ないんですけども、あの、外見上は立派な建物でありますし、倉庫として使うにはちょっともったいないと思いますので、何とか検討していただけないかと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） 総務課長検討のことについてどうですか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

総務課長（近藤善敬） あの、意見を聞きながら今後検討という形で対応していきたいと思います。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 増井議員よろしいですか。

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） つづいて、防災訓練等避難誘導訓練についての防災訓練や避難誘導訓練について答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 自席からでよろしいですか。

1 番（増井敬史） あ、はい。

総務課長（近藤善敬） え、今の増井議員のご質問にお答えいたします。

防災訓練等についてでございますが、大規模な災害が発生した時には、その初期において公的援助は機能しない可能性が大きいことから、自助共助をもって、地域で協力し災害からかけがえのない命や財産を守るため、自治会を中心とした各地域での訓練を実施しております。

具体的には、自治会や消防団、自主防災組織と連携しながら、防災訓練等を実施しております。

その中の一部として、避難誘導についても取り組まれているところであります。

近年の訓練や講習会では、平成24年度に若草の里柿の里で、平成25年度にはかしのき台で防災講習会を開催いたしました。

平成26年度では消防団を中心に、笠目、窪田地区において、水防工法である土嚢作りと、工法についての訓練を実施。

また、先月11月14日には柿の里団地自治会で防災訓練および避難誘導訓練を実施したところでございます。

このように各自治会が自主防災組織を結成し、行政と連携して各地域において訓練や講習会を実施することで、住民一人一人の防災意識の向上に繋げていきたいと考えております。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください。

あの、この質問の防災訓練避難誘導訓練で小中学校においての答弁ということも含められておりますので、この件関連いたしますので、楮山教育長この辺でちょっとご答弁出来ますか。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

(楮山教育長 登壇)

教育長（楮山素伸） 増井議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

防災教育の推進にあたっては、災害発生時に自分の命を守るためにどう行動すればいいのか、災害発生後自分たちに何が出来るかなど、発達の段階に応じて正しく判断し、行動できる児童生徒を育てていくことが必要です。

現在、小中学校では安全教育の計画に基づき、定期的な避難訓練をはじめとして、各教科道徳総合的な学習の時間等をとおして、防災教育を実施いたしております。

特に安堵小学校には、昭和9年の室戸台風で2階建て木造校舎が倒壊したにもかかわらず、一人の犠牲者も出さずに避難できたという話が残されております。

昨年度この話を元に小学校と地域のお話会ボランティアねこじゃらしが協力して、「おじいちゃん和大風」という紙芝居を創作し、この体験談を語り継ぐことで、防災教育に役立てようという取り組みも行われました。

増井議員のご指摘のとおり、子ども達が地域で起こりやすい災害や、地域における過去の災害について理解を深めるためにも、防災マップや、ハザードマップの活用は効果的であると思います。

そして、教職員に対しましても、防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るためにも、この防災マップや、ハザードマップを積極的に活用するよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 是非ですね、えっと、今教育長からお答えありましたように、防災バッグやハザードマップの利用をしていただいて、生徒児童の方にご指導いただきますよう、今後共よろしく願いいたします、以上です。

議長（森田 瞳） つづいて、笠目地区の公共下水道整備促進について、答弁を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、石橋上下水道課長。

(石橋上下水道課長 登壇)

上下水道課長(石橋史生) おはようございます、上下水道課石橋でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今の増井議員のご質問にお答えいたします。

当町の公共下水道事業計画の中で、富雄川以西の地域につきましては、斑鳩町の処理区域として事業認可を受けております。

当地区の公共下水道整備を行うため、平成26年3月に安堵町、斑鳩町の双方で協定書が交わされ、平成26年度より供用開始可能区域から、順次整備を進めているところでございます。

現在の見通しでは、平成31年度の完了目途に整備を進めております。

ただ、桃源地区を含む斑鳩町目安地域につきましては、平成29年度の事業認可見直しで認可区域に入れるという斑鳩町の方針でございますので、当町といたしましては、引き続き早期の整備をはたらきかけていきたいと考えております。

斑鳩町の事業の進捗状況を見据え、連携を図りながら早期の整備完了に向け努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

1 番(増井敬史) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、増井議員。

1 番(増井敬史) 答弁ありがとうございます。

私も斑鳩町水道部の下水道課に行きまして、このような資料をいただけてまして、今答弁いただきましたように、昨年の3月25日に斑鳩町と安堵町の協定書ですね、接続する場所と、斑鳩町側に流すという協定書があるということをお聞きしてまいりました。

先ほどの質問にありましたように平成29年末までにですね、当初の第4次安堵町の総合計画では完了するということになっておりまして、橋の、笠目の富雄川より、川の西側の地域の方におかれましては、富雄川との勾配がですね、逆勾配になっているので、いまだに汲取りの家庭もあるということで、住民の方からは一日も早くですね、下水道処理区域に供用開始になるようにということで、私も住民の方から要望を聞いております。

それで、斑鳩町の下水道課の課長によりましてですね、今おっしゃっておられたように、昨年の3月25日に接続の協定が締結され、それで、接続箇所も決

まっております、平成29年までの下水道の供用開始の区域、事業区域にはなっていないが、平成30年のからの工事の区域には入っていると、その接続場所がですね入っているということで、おっしゃっていただいております、今課長のご答弁にありましたように、早急にあの、協議進めていただきまして、平成30年度の接続する次期に合わせましてですね、安堵町の新家地区の下水道の接続工事のほうをですね進めていただきまして、1年でも早く前倒しできるような施工計画をしていただきたいと思いますと思っております。

それとまた、富雄川の弋鳥橋からですね斑鳩町に行くメイン道路の北側の地区公民館のある地域につきましても、もう接続する場所が決まっておりますので、一日も早く工事施工をしていただきたいと思いますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（森田 瞳） 石橋上下水道課長、今のことについて。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

上下水道課長（石橋史生） 営利努力してまいりますのでこれからもまたよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） つづいて、地方創生の取り組みの一環として道の駅の設置についての答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長どうぞ。

総合政策課長（富井文枝） おはようございます、総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、増井議員のご質問にお答えいたします。

道の駅は平成5年の制度創設以来、全国で1,040箇所、近畿整備局管内では126箇所にひろがり、奈良県内では12箇所設置されております。

地元の特産物や観光資源を活かして、多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献しており、議員仰せのとおり交流人口の増加等、賑わい施設として大変有効であると当町といたしましても共通の認識をしているところでございます。

道の駅の登録要件としては、24時間利用可能な駐車場、トイレ等の休憩機能、そして道路及び地域に関する情報を提供できる情報発信機能、文化教養施設や観光レクリエーション施設などの地域連携機能の三つの機能を合わせ持つ必要がございます。

地域創生の視点から、平成27年度は地域活性化に繋がる意欲的な取り組みが期待できるものとしまして、国土交通省近畿整備局が決定いたしました、重点道の駅候補に奈良県内から、宇陀市、葛城市、田原本町の3駅が選定をされておりますが、既設の奈良県内の12駅及び今回選定の3駅については全て国道沿いに位置しており、ほとんどが1日5千台以上の交通量の多い区間となっております。

したがって、奈良県内におきまして、国道以外での道の駅の設置箇所の実例はなく、現実的に当町での設置は困難なものと判断をしております。

加えて財政面や運営面でも実現は非常に難しいものと考えます。

また、奈良県内において、ある市においては、道の駅設置について運営採算性について市を2分する大きな問題となっていることから、これについては慎重に考えていくべきものと考えております。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 地方創生の政策につきましても、当町としまして道の駅以外にもいろんな方法考えておられると思いますので、また今後そのように検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） 富井政策課長、今道の駅以外のことも考えておられますということで、そのへんで答弁どうですか、どうぞ答弁なさってください。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

総合政策課長（富井文枝） 答弁でも申しましたが、賑わい施設等大変有効である場合については、また、検討もしてまいりたいと思いますので、そのときはどうぞご協力の程よろしくお願いいたします。
以上でございます。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） もう一般質問終わりますがよろしいですね。

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） つづいて、9 番田中議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

（9 番田中幹男議員 登壇）

9 番（田中幹男） 9 番田中幹男でございます。

私は今回 3 つの質問をさせていただきたいと思っておりましたが、2 番の頑張る地域交付金については、取り下げしたいと思います。

これは新たに地方創生先行型交付金というのが出ておりますが、これについてもう 3 千 1 0 0 万と買い物券では 2 千万ということで、5 千 1 0 0 万の交付を受けておりますので、取り下げをいたします。

それで、2つの質問をさせていただきます。

1つは、障害者年金支給停止の増大の問題であります。

これは、あの、障害者年金は、病気や怪我で日常生活を送ることが困難な人に支給される、生活保障のための年金ですが、この間診断は同じなのに、等級が下げられたり、支給停止になったという人が増えております。

これについて、当町の現状についてお聞きをしたいと思います。

それが第1点であります。

え、2番のマイナンバー制度がついて質問をいたします。

これは来年度の1月より実施がされようとされております。

もう既に皆さんの自宅には、通知書が届いているかと思いますが、その状況についてまずお聞きをしたいと思います。

1つは、通知書の発送状況と全国で84万通といわれる返還状況、当町ではどうなのかお聞きをしたいと思います。

2つ目に、活用する行政にとっては、極めて効率的なツールとなっておりますけれども、これを受ける町民にとっては、ほとんどメリットはありません。

そこで、その4つの危険性についてその認識を聞きたいと思います。

以上でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 障害者年金支給停止増大についての答弁を求めますが、今回の質問事項について、議会運営委員に関する申し合わせのとおり、一般質問についての質問は、町の一般事務に関し執行者の所見や、意義について資するものとし、本町以外の権限外に当たる事務については質問できないとされております、このことを予め申し添えて答弁をお願いいたします。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課堀川でございます。

それでは、障害年金支給停止増大について、田中先生の、田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問の等級認定、支給決定に関する事務は、厚生労働大臣の委託を受け、日本年金機構が行っていることはご承知のことと思います。

市町村における年金事務に関する、事務、国民年金事務のうち、資格の適用、

喪失、異動に関する各種届出の受付事務、保険料免除、猶予の各種書類の受付事務、国民年金請求に関する各種書類の受付事務、などがあります。

したがいまして、議員ご質問の件について、当町において、前回認定時と症状が同じにもかかわらず等級が下がったという方が何人おられたのかという件に関しましては、年金機構に問い合わせましたが、明確な回答が得られませんでした。ご参考までに申し上げますと、安堵町における障害基礎年金受給者は、平成25年度では114人で、総支給額は1億136万5千900円、平成26年度は115人で、総支給額は9千979万円、差し引きは1名増、総支給額は157万5千900円の減となっています。

この中には、障害認定基準の改定により等級が下がった方もおられると思いますが、20歳前障害の年金受給者で、所得制限により支給停止になった方、障害状況の改善により等級が下がった方がおられると思いますので、一概には言えませんが、平成26年4月に物価スライドによる年金支給額が減額になったことによるものが大きいと考えています。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 今、堀川課長より答弁ありました。

基礎年金受給者は、平成25年は114人、26年度が115人で、支給総額は157万減ってるということで、ま、この数字を見る限りはそう心配することではないのかなと、私は思います。

ただやっぱりもともと生活弱者といわれる、ま、生活保護の人を含めて、障害者年金を受け取っている人たちは、大変生活が困難だっているそうだと思いますので、是非国の制度ではありますけれども、暖かいこう理解するような話をしていただいでですね、元気な生活が送れるように導いていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

次ぎに、マイナンバーについてよろしく願います。

議長（森田 瞳） マイナンバー制度について答弁を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） それでは、田中議員のマイナンバー制度についての１番目のご質問にお答えいたします。

全国の市町村が、地方公共団体情報システム機構に通知カード、個人番号カード関連事務を委託しております。

当町も平成２６年１１月に委託契約をしています。

したがって、議員ご質問の通知カードの作成、発送等につきましては、機構が行うこととなっていますが、当町といたしましても、発送時期等を住民の方々にお知らせする必要がありますので、機構からの情報を大和郡山郵便局と打合せをし、当町のホームページええまち安堵安心メール等により、住民周知を図ってまいりました。

平成２７年１１月２０日現在でございますが、発送件数は、３千４３９件、７千６９０人、また、同時点での返還件数につきましては、２２１件、３３１人でございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 田中議員ちょっと待ってください。

あの、住民課長にお尋ねのこのマイナンバー制度についての件ですね、４つのリスクについてということ、これでしたら今関連ですので、答弁を求める先にしてください。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ、自席で結構ですよ。

総務課長（近藤善敬） 田中議員のご質問の４つのリスクの認識についてお答えいたします。

基本的には、マイナンバー制度そのものにつきましては、国の方針に基づくものであり、地方自治体はその方針に基づいて実施すべき義務がございます。

まずこのことはご理解願いたいと思います。

地方自治体は、議員仰せのようなリスクが発生しないよう、最大限の努力をしていく義務があり、当町といたしましても、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 田中議員どうぞ。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

9 番（田中幹男） 今、4つのリスクってことで、まとめて答弁ありましたけども、ま、
實際上私たち町民にとってね、やっぱり不安があるわけです率直言ってね。

やっぱりこの個人情報が出漏るのではないかとということやね、いろんな問題を、
これを利用して犯罪も起きてます実際上ね。

そういう心配は、もっと言うと、これただ国の業務だからやれということだけでは
なかなか理解が進まないのではなかろうかと、率直に思います。

私も、分かりません、はっきり言ってね。

どうなるか、まだ始まっていないわけですから、どうなるかってなんてこと実
際上何にも分からないわけですよ。

そのへんの心配が払拭しない限りは、なかなか進まないのかなというふうに、
私は思っております。

その点には、ついてはやめますけども、實際上の状況で、返還件数が221件、
331人にのぼっているという、課長からのご返答でありましたけれども、こ
れについては、安堵町としてどう対応されるのか、是非お聞きしたいと思いま
す。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 自席から失礼いたします。

221件の返還があったということですねけども、まだ、配達時に不在であつ
たために郵便局で保管されているものが少し残っております。

これらが町に返還され次第、転送が可能な普通郵便で案内文書を送付し、役場
の窓口で受け取っていただく予定でございます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） これ、もし、役場のほうへ来られなかったら、どういうことになるんでしょうか。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長

住民課長（堀川雅央） 案内文書を送付して、それでも受け取りに来られない場合でございますけども、一応3ヶ月保管した上で、破棄処分とさせていただきます。
以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 最後に確認的な意味でお聞きしたいと思います。

もしこの個人番号カードをですね、持たないということで、町民に不便はないのかお聞きをしたいと思います。

ま、それはですね、現在郵送をされた個人番号カード入りの通知カードが、各家庭に届いております。

同時に来年1月の希望者のみに発行する個人番号カードの所持や、持ち歩きをするってことになりますので、これに対する不安の声も広がっております。

私は、あの、当然この番号と共にそこに名前や住所、性別、生年月日も同時に記載をされているからだと思います。

これによって番号カードがないことで、行政手続きが煩雑になることがあってはならないと考えますけども、そのへんについてはいかがでしょうか。

議長（森田 瞳） 堀川課長。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井課長

総合政策課長（富井文枝） 自席より失礼いたします。

マイナンバー制度は、ご承知のとおり個人を証明するものでございますと同時に

に、税、社会保障等で必要となつてまいります。

まず、税につきまして、給与所得者、働いている方、それから年金拾得者等につきましても、既にそれが必要となっていることから、所持は、常に所持は必要ではないですが、必要とはいたしているところでございます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 一応今、あの、税金の申告や、社会保障全般、それから災害対策等にね、限定して使用するというのが言われておりますけれども、これはあくまで、任意ですからね、やっぱり個人カード、番号カードを持たなくても今までどおりのやっぱり手続きを受けざるを得ないと、私は思います。

そのへんはどうなんですか。

議長（森田 瞳） 今、マイナンバーカードのことにしまして、今田中議員の一般質問中でございます。

時間いっぺん止めてください。

あの、田中議員、ちょっと恐れ入りますけれども、暫時休憩、行政側のほうもちょっと、あの、答弁のほうで整理していただきますので、暫時ちょっと 10 分休憩させていただきます。

暫時休憩

11 時 10 分から 11 時 20 分

議長（森田 瞳） 休憩に引き続き再会します。

富井課長答弁をしてください。

総合政策課長（富井文枝） それでは、先ほどの田中先生のご質問にお答えのほうさせていただきます。

マイナンバー制度は法で決められた事ですので、マイナンバーを利用した制度というのは任意ではございません、ただ、マイナンバー制度は、事務処理を簡略化するための目的でもございますので、これを利用使用するというのが義

務付け、決められてはおります。

ただ、場合によっては、マイナンバーではない形で、ほかのものでご提示をしていただいての事務処理というのも可能かと思いますが、逆にそれは事務処理上煩雑化してしまい、当人にとって、あの、煩雑になる場合もございます。

ただ、先生のおっしゃるとおり未だ始まったばかりでございます。

さらに住民の皆様にご理解と、それからご協力をいただくように広報のほうも引き続き行ってまいりたいと思いますので、どうぞご協力よろしく願いいたします。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 是非ですね、あの、カードは任意なんでね、持ってなくても、持っても、手続き上不便にならないようにお願いをしたいと思います。

私は、今後共、問題点があったら提案なり注意を呼びかけたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（森田 瞳） 只今、田中議員のマイナンバー制度についての質問がございました。

質問の途中で、答弁の中にございました、堀川住民課長、3ヶ月で、でしたかな、3ヶ月以上で送達できないものについては、国の定めるところにより破棄をするということで、はっきりとおっしゃっておりました。

ま、その際には慎重に何度も何度も連絡を取っていただいて、1枚でも送達するという気持ちで行っていただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

田中議員、それでよろしいですか。

9 番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） 田中議員の質問を、そしたら終わります。

議長（森田 瞳） つづいて2番浅野議員の一般質問を許します。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

（2 番浅野 勉議員 登壇）

2 番（浅野 勉） 議席番号 2 番浅野 勉でございます。

本日の一般質問につきまして、町制 30 周年基本構想について、質問の要旨ですけれども、来年平成 28 年度安堵町は、町制 30 周年を迎えます。

西本町制が掲げる、小さくてもきらり光る交流の町安堵の実現に向けて、2 期目に亘り多くの事業が展開をされました。

中学校給食施設の建設運営、町内防犯灯の LED 化の推進、地域公共交通システムの創設、定住促進事業の創設、町文化財保護条例の制定等直接住民の日常生活文化の向上に繋がるものや、町の歴史伝承文化の発掘に繋がる事業等が継続推進されています。

来年の町制 30 周年を記念すべき年を迎えるにあたり、安堵町行政の将来を見据えた基本構想と、主要施策において、さらに、継続強化、推進拡大を目指すための事業計画及び、重点施策についてご説明をお願いいたします。

議長（森田 瞳） 町制 30 周年基本構想について答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、浅野議員のご質問にお答えいたします。

安堵町制の基本構想と主要施策については、平成 24 年度から平成 33 年度の 10 ヶ年を計画期間とする、新しい町づくりの基本的な指針である、第 4 次安堵町総合計画を平成 24 年 4 月に策定し、それに基づいて調整運営を行ってまいりました。

基本構想と基本計画では、町政運営の道筋をつけ、さらに、安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することにより、より具体的な施策の展開を図ろう

と取り組んでいるところでございます。

さらに、来年は総合計画を策定して5年目に当たることから、後期の基本計画の見直しの時期にあり、その策定にも取り組んでまいりたいと考えております。

ただ今浅野議員に一定の評価をしていただいた施策の現状について説明をさせていただきます。

教育の充実の面では、平成23年度に行いました小学校の大規模改修、本年度より開始いたしました中学校給食の実施により、子ども達に好評を得て、教育効果を上げております。

そして、安全・安心な町づくりとして、防犯灯のLED化及び緊急エリアメールええまち安堵安心メール導入、さらに、町内全域放送設備の設置を行い加えてコミュニティバスの路線拡張によるJR法隆寺駅と近鉄平端駅の直通バス路線の復活、公共タクシーの利用促進など、生活基盤の更なる向上にも努めてまいったところでございます。

また、人口増と定住促進事業としての家賃補助制度と、固定資産税課税免除制度を行い、特に固定資産税課税免除制度は、全国でも施策の先駆けとして評価を受け、若者の定住に大きな効果があるものと考えております。

町指定文化財については、歴史文化の発掘に繋がり、当町の持つ文化の素晴らしさを広く発信できるものと考えております。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） 先ほどご説明のありました、地方創生総合戦略についてございますが、日本は世界に先駆けて急激な人口減少社会、超高齢社会を迎えております。

こうした、待ったなしの社会の変化の構造的な課題に直面し、町行政は地方創生に真正面から取り組む必要があります。

では、当町の今後の取り組みについて、ご説明をお願いいたします。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 自席より失礼いたします。

本町は地方創生に向けて、国の総合戦略の4つの基本目標であります、雇用を

創出する、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望を叶える、地域を連携するのメニューに沿った形で、数値目標を設定し、安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本年度中に策定する予定でございます。

特に子育ての面では、安堵町の宝、子どもを守るための保育環境改善及び災害時の安全環境の確保、並びに、放課後児童健全育成の充実及び時間延長等により切れ目のない子育てしやすい環境の確保を推進してまいりました。

中でも、安堵保育園の特色のある活動といたしまして、スポーツインストラクターによる指導や、リズム体操、英語教室の開催を実施しております。

また、日本の文化に触れる活動として、小学生対象に子どもの茶会教室の創設や、小学校6年生を対象とした雛祭り茶会などを通じて、地域の伝統文化の継承等を先行して事業実施しているところでございます。

今後議員の方々の意見もいただきながら策定に務めてまいりたいと考えております。

安堵町地方創生の総合戦略がまとまり次第ご報告申し上げる所存でございます。

以上でございます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2 番（浅野 勉） 分かりました、いろんな分野で安堵町の発展と将来像に向けて取り組んでいただいておりますことを確認いたしますと共に、私自身も安堵町の未来を見据えて、学校支援ボランティア活動を推進をしていきたいと考えております。

現在住民の生活環境の改善のために、コミュニティバスと公共タクシー制度を運用され、コミュニティバスは利用者が増大していることを報告いただいております。

しかし、町北部の公共交通タクシー地域において、バス利用の要望が多く私に寄せられているところから、更なる改善案もしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

総合政策課長（富井文枝） はい議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 住民の皆様がさらに公共タクシーや、コミュニティバスを

利用しやすいような方策も今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2 番（浅野 勉） 安堵町の地域創生に向けて、今後も住民のニーズに合わせた施策の推進と実現をお願いし、本日の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで浅野議員の一般質問を終えます。

議長（森田 瞳） つづいて 5 番島田議員の一般質問を許します。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

（5 番島田議院 登壇）

5 番（島田正芳） おはようございます議席番号 5 番島田正芳でございます。

質問事項は少子化対策についてです。

少子化対策にはいろいろな方法が検討されておりますが、その中で不妊治療を受けなければならない若い世代の夫婦のために、高額な治療の一部負担を安堵町では出来ないだろうか。

頑張る世代を後押ししつつ少子化対策及び安堵町の地域活性化に繋がるのではないか。

以上です。

議長（森田 瞳） 少子化対策についての答弁を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします、健康福祉課磯部でございます、よろしくお願い申し上げます。

それでは島田議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策の充実には安心して子どもを産み育てる環境の推進が必要だと考えております。

現在本町では、子どもが健やかに生まれ育つ安堵する町を目指し、妊婦届出をされた方全員に面談を行い、妊婦の訪問指導を、妊婦家族対象の各ファミリークラスを実施しております。

また、経済的負担の軽減のため妊婦健康診査の公費負担を実施しております。

議員ご質問の不妊治療に要する費用の助成については、妊娠を望みながら不妊に悩む家庭にとって経済的負担の軽減を図り、不妊治療を積極的に始める後押しになると考えます。

本町におきましても、安堵町で新生活を始めたい、いつまでも暮らしたいと思う魅力ある町づくりを推進するため、不妊治療に要する費用の助成につきましては、現実に向けて前向きに検討したいと考えております。

以上でございます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

5 番（島田正芳） 現在不妊治療に要する費用の助成は奈良県では実施されているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） それでは自席より失礼いたします。

不妊治療には、大きく分けまして一般不妊治療と、特定不妊治療がございます。

現在奈良県におきまして、不妊に悩む方への支援として、特定不妊治療費の一部を助成しております。

本町が検討したいと考えておりますのは、不妊治療の初期として開始する一般不妊治療に対する助成でございます。

奈良県では10市町村が助成を行っております。

以上でございます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

5 番（島田正芳） ありがとうございます。

私の聞き及んでいるところでは、生駒郡内では斑鳩町、三郷町が実施助成されておると聞いております。

安堵町においても出来る限り早い時期に助成を実施する事を切望して、私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 島田議員の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて6 番中本議員の一般質問を許します。

6 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中本議員。

（6 番中本幸一議員 登壇）

6 番（中本幸一） 6 番中本幸一です。

質問事項2点させていただきます。

1、安堵町の観光開発、観光振興について、今後の方向性

①安堵町観光開発、観光振興についてどのようなビジョンで、どのような取り組みをされているのか。

また、来年町制30周年を迎えるにあたり、観光振興をどのように展開するのかお尋ねします。

②観光開発とか、観光振興は町の発展と活性化を促す重要な事項であると考えますが、この重要な事業に対する、町役場の取り組みをどのように考えておられる

のか、お尋ねします。

2 問目、遊水地の設置について、大和川水系河川整備計画において、国の直轄事業として安堵町内に大規模な遊水地が計画され、これに併せて県もこの事業に協力し、内水被害対策を実施する事を明確にされています。

安堵町議会におきましては、先般過去の度重なる内水被害を鑑み、この事業の早期着手について、国土交通省水管理国土保全局長に要望したところであります。

私は、この事業実施については、対象地区の住民全員が団結し、心を一つにし、加えて地権者の深い理解を得て協力いただくものであると考えます。

つまり、総論賛成、各論反対ではこの事業実施は非常に難しいと考えますが、安堵町としては、いかがお考えかお伺いいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） 安堵町の観光開発、観光振興今後の方向性について、答弁を求めます。

産業建設課長（堀口 善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 産業建設課堀口でございます、よろしくお願いします。

まず、中本議員の 1 つ目の質問にお答えさせていただきます。

観光開発事業についてでございますが、安堵町が持つ様々な歴史、文化的ストックを磨き、安堵町の個性を発揮し、観光資源として活用していくと共に、周辺地域の連携を促進し、安堵観光ネットワークの形成を図りたいと考えております。

また、町制 30 周年を迎えるにあたり、平成 28 年 4 月 23 日に記念式典、記念イベント等企画中でございます。

その他町制 30 周年を掲げました事業として、町主催イベント等を更に充実させて開催いたします。

一問目につきましては、答弁は以上でございます。

議長（森田 瞳） 中本議員よろしいですか。

6 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中本議員。

6 番（中本幸一） あのですね、えっと、ありがとうございます。

あの住民のボランティアのみなさまと頑張りますので、町役場も一層の協力をお願いいたしまして、この質問は終わります。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口産業建設課長。

産業建設課長（堀口善友） 自席から失礼します。

中本議員 2 つ目はよろしいでしょうか。

6 番（中本幸一） 2 つ目お願いします。

議長（森田 瞳） 2 つ目は、まだこれから申し上げますので、一つ目がそれでいいのならそれでいいということで終了してください。

1 点目はそれでよろしいですか。

6 番（中本幸一） はい。

議長（森田 瞳） 2 点目の遊水地の設置についての答弁をしてください。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口産業建設課長。

産業建設課長（堀口善友） 自席より失礼します。

遊水地につきまして、

6 番（中本幸一） いや、これ 2 問目まだ、②。

議長（森田 瞳）

いやいや、町役場の取り組み、その件に関しては、もうそれでよろしいとおっしゃったでしょう。

6 番（中本幸一） いやいや今 1 問目がいいということで私は。

議長（森田 瞳） 1問目というのは、今言っているその観光のこの意見でしょう、観光開発と、観光振興のことのこれ1問目でしょう。

6 番（中本幸一） 1問ですけど、1問の中に1つ2つありますので、その2つがまだ。

議長（森田 瞳） そしたら、すみませんちょっと戻っていただいて、中本議員よりこの件についての再度再度この内容のことの質問もういっぺんおっしゃってください。
今そのこの1問目の件についての再度自席からで結構ですので、もういっぺんちょっとすみませんけどおっしゃってください。

6 番（中本幸一） これはね、はい、私もちょっと1問、2問今いただいたように、勘違いをいたしましたので、それで今あのこちら自席から、答弁したんですけども、今理事のほうから2問目をということでありましたので、はい、2問目をお聞きしてからまたこちらから、

議長（森田 瞳） ちょっとまって、あのね中本議員2問目というのはね、ここで2問目となっているのは遊水地の設置についてなんですわ、だから今2問目にいかないままですな。

6 番（中本幸一） そうです。

議長（森田 瞳） までですな

6 番（中本幸一） はい。

議長（森田 瞳） そしたら、1番目のほうがまだ終結してませんので、1番目のほうのその答弁を言ってください。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

産業建設課長（堀口善友） 2つ目ご質問の、観光開発、観光振興の発展活性化に対する町役場の取り組みについてでございますが、本町は歴史民俗資料館や、中邸、鮑波神社などの歴史的観光資源が存在し、また、将来において予定ではございますが、大型観光バスが周遊できるような道路網の整備や、駐車スペースの充実、更には観

光パンフレットの有効活用、分かりやすい観光案内板の設置、また、インターネットの活用や、特産品や特色のあるお土産作りにより、町内外にPRを図り、また、町内には歴史的観光資源が点在しているため、太子道や業平街道などの公益的な行政区域を越えた散策道をメインとして、点在する史跡等を周遊できる新たな観光ルートを考え、また、無形民俗文化財で安堵町指定文化財第1号に指定されました、灯芯ひきの体験等を活かし、体験型観光を進めることも大切だと考えております。

いずれにいたしましても、本町の観光振興には行政のみならず、住民の方々の協力努力が必要不可欠であり、官民一体となってまい進すべきと考えております。

以上でございます。

6 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中本議員どうぞ。

6 番（中本幸一） ありがとうございます。

住民ボランティアの皆さんと頑張りますので、町役場も一層の協力をお願いいたしまして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） つづいて遊水地の設置について答弁を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ堀口課長。

産業建設課長（堀口善友） 失礼します。

先ほどの中本議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、本町において、国直轄の遊水地設置計画があり、その着手の現段階として、環境調査も実施されており、また、内水問題につきましては、先の県議会で荒井知事が確実に実施していくと明言されておられます。

本町が過去より悩まされております、大和川の堤防決壊の恐れ、また、内水被害が近い将来解消されることは非常に喜ばしいところでございます。

しかし、この事業の推進に当たりましては、対象地区の住民特に地権者や農業従事者の方々のご理解ご協力が絶対条件となってきます。

内水被害の解消には賛成、土地の提供には反対と言った態度の方が多く存在すれば、この事業実施は困難となってしまいます。

近く実施されると思われます、地元説明会、地権者説明会等におきましては、国、

県、町の３者が連携を密にし、その必要性を慎重かつ丁寧に、また、詳細に説明すべきものと考えております。

住民を代表されます、ここにおられる議員各位におかれましても、住民の気持ちと同じ方向に向けられますよう、ご協力を賜りたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、私の答弁といたします。

以上です。

6 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中本議員どうぞ。

6 番（中本幸一） ありがとうございました。

私も微力ではありますが、協力させていただきます。

また、町におかれましては、事業完了後の例えば工事道路の有効活用や、遊水地の出水期以外の有効利用につきましても、十分に議論をされ、住民にとって協力してよかったと思われるような管理をされるようお願いし、私の質問を終わります。

以上です。

議長（森田 瞳） はい、中本議員の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に日程第５委員会の閉会中の継続調査について、を議題といたします。

閉会中の継続調査の申出書については、一括して報告させていただき、採決は個々に行いたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい、異議ないと認めます。

議長（森田 瞳） 報告します、総務産業建設、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より委員会において、所管事務の事件について安堵町議会会議規則第 69 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出書がありました。

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

総務産業建設常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とする事に決定されました。

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

文教厚生常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とする事に決定されました。

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって委員長から申出書のとおり閉会中の継続調査とする事に決定されました。

議長（森田 瞳） つづいて日程第6 諸般の報告を議題といたします。

議長（森田 瞳） 私から議員派遣及び議員研修の報告を申し上げます。

（4 番森田 瞳 登壇）

4 番（森田 瞳） 議員派遣について

平成27年10月27日から28日の総務産業建設常任委員会並びに文教厚生常任委員会、町長、担当課共々の合同によります議員研修、議員派遣を実施いたしました。

現在安堵町が直面しております、大きな課題である大和川水系遊水地の建設について、早期実現に工事着工を願いたく、国土交通省金尾水管理保全局長、陳情書を手渡しいたしました。

また、政治の現場に直に触れることにより、今後の議員活動において能力等を培う意味で、国権の最高機関である国会の衆議院を見学、そして高市総務大臣を通じて総務省において、災害応急対策につき消防庁の澤田国民保護防災部防災課応急対策室長から研修を受けました。

有意義なる研修会に望みましたことを、ここに報告申し上げます。
以上。

議長（森田 瞳） 引き続きトップマネジメントセミナー研修について、岡田議員と増井議員に研修を受けていただきました。

岡田議員に報告を求めます。

8 番（岡田裕明） はい、議長

議長（森田 瞳） はい、岡田議員。

（8 番岡田裕明議員 登壇）

8 番（岡田 裕明） 8 番岡田でございます。

トップマネジメントセミナー人口減少社会に対応した行政運営、期間平成27年11月12日木曜日から13日金曜日、場所全国市町村国際文化研究所、滋賀県大津市唐崎1-13-1、第1日目の平成27年11月12日は、午前11時に入寮し12時30分開校、オリエンテーションを受けた後、13時の株式会社野村総合研究所顧問増田寛也氏の講義受講、講義内容は「人口減少社会におけるこれからの行政経営」。つぎに、15時から、島根県邑南町長の石橋良治氏の講義受講、内容は「邑南町の挑戦～日本一の子育てを目指して～」

15時30分からは、夕食を兼ねて、ともに学ぶ受講者同士の親睦を深める交流会が設けられました。

第2日目は、午前9時25分から法政大学名誉教授の岡崎昌之氏の講義及び意見

交換・対話・まとめ、内容は「人口減少社会に立ち向かう地域経営を考える」

そして、１４時３０分からは、ふりかえり、研修アンケートの記入を終わり１４時４０分閉講。

それで、当安堵町におきまして私の考えであります、人口１万人以下の市町村の人口減少は食い止めることは非常に難しいことではありますが、オンリーワンを発揮する事によって消滅は防げると言うふうに考えております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 増井議員報告願います。

１番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。

（１番増井敬史議員 登壇）

１番（増井敬史） １番増井敬史でございます、研修受講報告をいたします。

研修名同じくトップマネジメントセミナー人口減少社会に対応した行政運営、期間同じく１１月１２日から１３日、場所全国市町村国際文化研究所。

１日目の平成２７年１１月１２日は、午前１１時に入寮し１２時３０分開校、オリエンテーションを受けた後１３時から株式会社野村総合研究所顧問の増田寛也氏の講義受講、講義内容は「人口減少社会におけるこれからの行政経営」。

増田寛也氏は日本創生会議の座長として昨年５月に全国の約１千７００の地方自治体のうち約半数の８９６の市町村が消滅する可能性があるという増田レポートを発表されている。

増田レポート地方消滅は、人口減少問題の見える化とのことである。

人口減少の原因は地方圏から３大都市圏への転入超過による地方圏の人口減少が継続しており、若年層の特に２０歳代の大学入学と就職のための大幅な転出超過となっている。

また、日本の総人口は２００８年の１億２千８０８万人をピークに減少に転換。

中位推計で２０５０年に９千７０８万人となる見通しである。

２０１４年の合計特殊出生率は、１．４２であり今年４２歳の団塊ジュニアの世代の出産が落ち着きつつあるため、出生率は９年ぶりに低下し出生数は過去最低を更新し約１００万人となった。

大都市への若者流入が人口減少に拍車をかけ、特に地方から３大都市圏特に東京圏に若年層中心の人口移動があり、晩婚化、晩産化、少子化による低出生率が人口減少の原因である。

まとめとして、年少人口が年々減少しており、人口が減ることは避けられないが人口減少を緩やかにして安定させる必要がある。

市町村単位でどのように人口減少対策をしていくかが当面の課題である。

また、非正規社員の増加による低所得や社会的要因として安心して結婚・出産・子育てをする環境を整備することや、地方で働く場が少ないという課題がある。

地方自治体として、出産子育て環境を良くすることをおおいにやっていくべきである。

また、日本は婚外比率が2.1%と低いため、結婚は大切なんだということを発信し続ける地道な努力が必要である。

増田寛也氏から直接講演を聞くという貴重な体験をすることが出来ました。

次に、15時から島根県邑南町長の石橋良治氏の講義受講、講義内容は「邑南町の挑戦～日本一の子育て村を目指して～」

石橋氏は平成16年2町1村が1町に合併し1町になった際に町長となっておられる。

平成24年度過疎地域自立活性化優良事例総務大臣賞を受賞、日本一の子育て村がメディアに注目され週刊誌や朝の情報番組で全国放送された。

平成23年からの10年間にしっかりと対策をし、0歳から18歳までの児童人口を平成33年には1千800人にすることを目標に掲げ、子育て支援に重点を置いた総合的な施策を行うこととする日本一の子育て村推進基本計画を策定し、これまで取り組みを行ってきた。

その結果平成17年度マイナス85人であった社会動態が年々差が縮まり、平成25年度の人口動態において転入者が転出者を上回り20名の増となった。

過去5年間の合計特殊出生率は平均して2.20で平成25年は2.65という高い数値となった。

第2子以降の保育料無料化や、中学卒業迄の医療費の無料化といった子育て世帯の経済的な負担軽減を軸とした施策を町の戦略として日本一の子育て村を目指すという大きな目標に掲げ、平成23年度から全庁を挙げてプロジェクトとして取り組んでいる。

その他にも放課後児童クラブ費の減免制度、医師医療従事者への奨学金制度、農林業後継者育成基金による後継者育成や、保育所での完全給食実施等いち早く子育てに対する町独自の子育て支援制度を実施している。

町全体が子育て支援に対し協力的な雰囲気になっていると感じているとのことである。

U、Iターン希望者には子育て支援施策を説明し、移住希望者の様々な相談に対応している。

定住促進の担当者が就任した平成22年9月以来移住者は150名を超えている。

20歳から39歳の女性人口は2010年の801人、2014年の814人と13名増加しており、日本創生会議の推計上は消滅可能性都市であっても、全町一丸となった取り組みにより勇気と希望を与えている。

町長の情熱と日本一の子育て村という目標を掲げ、具体的な定住人口増加策に誇りを持って全町を挙げて取り組まれていることが目に浮かんでくる講義であり、感銘を受けた。

目標を立てて取り組むことにより注目される、そして誇りを持つことによりモチベーションが上がると言う好循環になると言う典型的な事例であると思う。

17時半からは夕食を兼ねて親睦を深める交流会が設けられ、夕食後や翌日も含め17名の方と情報交換をすることが出来、議員として視野を広げることが出来ました。

2日目は9時から法政大学名誉教授の岡崎昌之氏の講義、講義内容は「人口減少社会に立ち向かう地域経営を考える」

岡崎名誉教授は過疎地域や離島が研究対象で、数年前からは海外にも研究対象を広げられている。

法制大学で講義される傍ら全国の市町村の町づくりや計画策定にも参画されている。人口1万人以下の市町村の先進的な取り組みの事例を紹介されました。

以下要点について報告します。

東京問題は団塊の世代が後期高齢者となる2025年に特に介護の問題が深刻となり、現在団地の入居者が一斉に高齢者となっている。人口減少を緩やかにするという施策が重要である。人口は単に数値だけではなく、人口構成という人口の質に着目すべきである。定住人口発想から脱却し、定住から交流、関心人口に発想転換する必要がある。市町村が独自の取り組みをされ、人口の増加をしている事例がある。過疎地域であっても人口増加しているのは特色のある施策を実施しているからである。地域おこし協力隊の活動や地域の中に核となる人材を発掘し、活性化を図る施策を実施することが重要であると思う。

人口減少問題の取り組みは地域での特色があるが、取り組まれている自治体が実績をあげられていることが理解出来ました。

以上です。

議長（森田 瞳） これで岡田議員そして、増井議員両名の報告を終わります。

議長（森田 瞳） 行政側から報告事項ございますか。

ございませんか。

ないようでございます。

これで諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） 本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成２７年第４回定例会を閉会いたします。

皆さん長時間お疲れ様でございました。

閉 会
１２時 ７分
